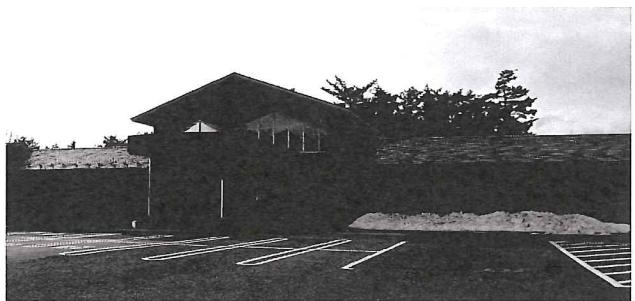


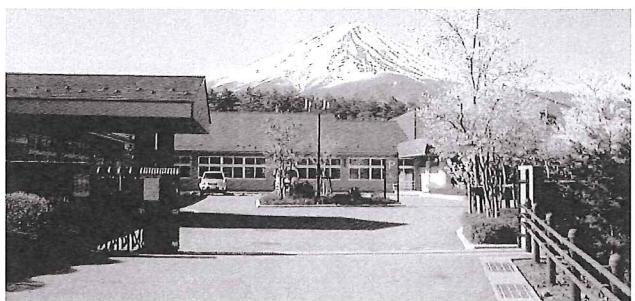
「富士ふれあいの村」へのアクセス



富士ふれあいセンター



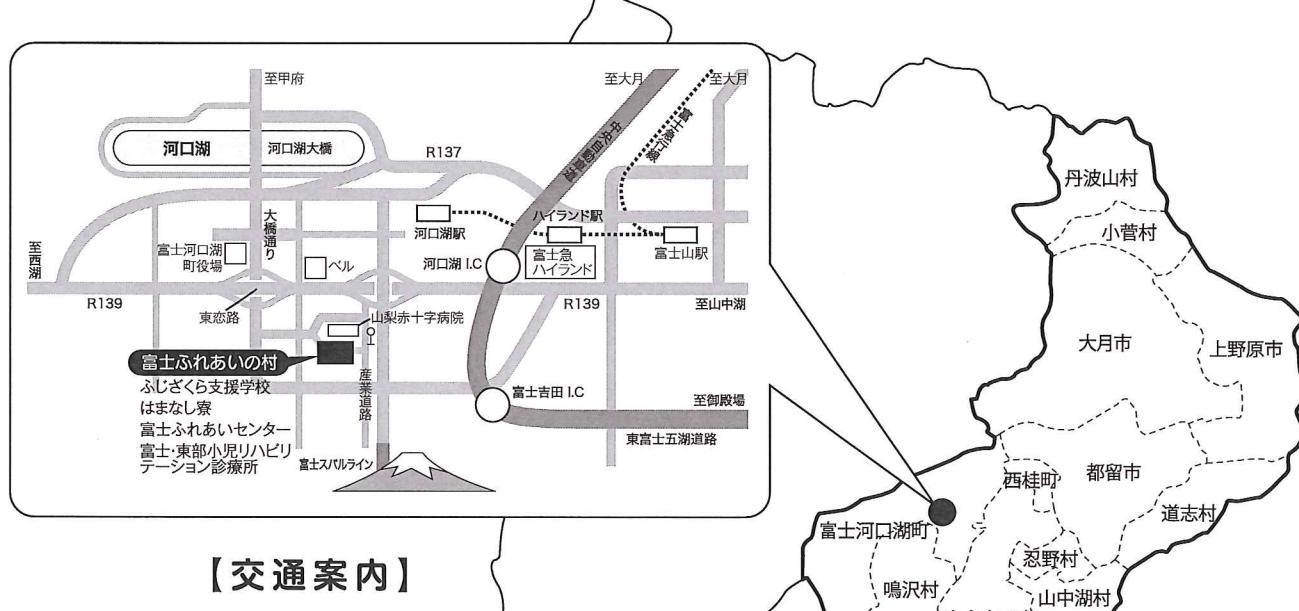
はまなし寮



ふじさくら支援学校



富士・東部小児リハビリテーション診療所



（編）集（後）記

富士ふれあいの村だよりは今回で第24号の発行となりました。お忙しい中、寄稿いただいた皆様には感謝申し上げます。今後も富士ふれあいセンターでは、地域の皆様との連携のもと、障がい児(者)の社会参加の推進のため、様々な事業に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

編集・発行
山梨県立富士ふれあいセンター
〒401-0301
山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1
TEL (0555) 72-5533
FAX (0555) 72-5539
E-mail : fuj-hureai@pref.yamanashi.lg.jp

富士 ふれあいの村だより

第24号

令和2年3月

富士山の麓で 障がいのある方々と共に

山梨県立富士ふれあいセンター
所長 渡邊繁範

冬晴れに富士を仰ぎ見ると、太陽の光が雪の斜面に反射し絹のような光沢のある銀嶺が見える。ときには、白い稜線から淡いスカイブルーの空へ吹雪が舞い上がる様子が小さく見え、この時期の富士は極寒で、生き物の生存を拒む厳しさを感じさせる。

センターから見る富士は、莊厳で美しい。

《はじめに》

山梨県立富士ふれあいセンターは、富士山の北麓、赤松原生林の中に、山梨赤十字病院の南側に隣接して建てられており、富士北麓東部地域の障害福祉施策を担う機関として存在しています。障がいを持つ方、また、そのご家族や障害福祉に係わる方々を対象に、一般相談を含め「ことばの療育相談」や「心理判定」等の専門的な相談に応じています。また、各種教室・研修会、1,300人以上が集うイベント「富士ふれあいの村まつり」等を開催し、障がいのある方々と地域の方々とが共存できる社会の構築に向けた具体的な施策を実施しています。

その他、障害福祉に関する様々な事業を行っていますが、その中で本年度の特に重点をおいた取り組みを二つ紹介します。

《自立支援・療育研修会》

発達に偏りのある人は、ライフステージごとにその特性に応じた課題があるものの、日常生活ではその課題に応じた体験を持ち難く、必要な経験を得ないまま成長し、その後の社会生活等に支障が生じやすいことが指摘されています。これに対する取り組みとして、センターでは発達特性のある児童・生徒を対象とした『自立支援・療育研修会』を開催しました。

中学・高校生については、将来の就労に関する知識を得て、社会参加の意欲や就労後に必要なコミュニケーション能力を高めるため、職業に関する座学と疑似体験により生じる課題への対応の仕方を学習します。

小学生の時期は友達との付き合い方を学びながら成長する時期ですが、発達特性のある子供た

ちは集団行動やコミュニケーションが苦手なため、友達とのトラブルが生じやすく、自信を無くし自己肯定感の低下を招く恐れがあります。小学生対象のグループ活動では、学校以外の場での仲間作りと集団生活に必要な社会生活技術の習得を目指します。

さらには、保護者向けのセミナーを開催し児童・生徒の発達特性の理解を深め、対処方法の学習と困難感の軽減を図ります。同様に市町村を含む関係機関の職員を招き、発達療育の技術普及に努めます。

《福祉避難所設置訓練》

山梨県では、東日本大震災の教訓から災害時の障がいのある方等の安全確保を図るために、広域的に受け入れる防災拠点スペースを確保する必要から、平成27年度にセンターへ備蓄物資、資機材を確保し備蓄倉庫を整備しました。

これを受けて、センターでは富士吉田市及び富士河口湖町と協定を結び福祉避難所としての機能を備え、毎年、福祉避難所設置訓練を実施しています。特に本年度は、避難所を運営していくための

『福祉避難所運営委員会規約』及び『福祉避難所開設・運営マニュアル』の原案を作成し、協定市町長の開設要請から避難者受け入れまでの手順、避難所生活を実際に運営していく運営本部の機能、班編制、各班の業務分担、さらには、物資依頼伝票等の実際に必要と思われる書式の原案を作成するなど、細部にわたり検討してきました。

《おわりに》

一昨年、全国的に猛暑が続きこの冷涼な富士北麓の地でも30℃を超える日々が続きました。体温調整が困難な児童もセンターに来所する機会が多く冷房機能がないことから不便をおかけしました。来所される方々の要望も多かったことから、本年度は冷房設置の予算化が認められ、全室にクーラーを設置しました。一般の方もご利用いただける施設となっています。研修会、会議等にご活用下さい。

(福)山梨県社会福祉事業団障害者支援施設
はまなし寮

寮長田口芳樹

はまなし寮は、平成8年に県立の身体障害者療護施設として、ここ「ふれあいの村」に開所し、平成17年4月に(福)山梨県社会福祉事業団に県より移管。現在は、障害者支援施設として、施設入所、生活介護、短期入所、日中一時の各サービスを行っています。いつも多くの方にご利用いただき、ありがとうございます。

《はまなし寮の運営母体》

はまなし寮を運営している(福)山梨県社会福祉事業団は、障害者支援施設はまなし寮をはじめとして、もえぎ寮(大月市:障害者支援施設)、きぼうの家(甲府市:障害者支援施設)、桃源荘(山梨市:特養)、サテライト桃源荘(山梨市:地域密着型特養)、豊寿荘(南アルプス市:特養、養護)、明生学園(甲斐市:児童養護)を運営しています。一昨年は、きぼうの家を甲府市羽黒から小瀬スポーツ公園近隣に移転改築。法人本部もきぼうの家内に移転し、法人全体として心機一転のスタートをしました。法人としては職員数320名の比較的大きな団体ですが、職員一人ひとりの個性を生かした現場風土や、老人や障害者、児童などの多角的な介護、相談等の援助技術を共有した質の高い研修や組織構築を行い、利用者さんに直結したサービス、運営を心掛けています。

《防災対策強化による安心なサービスの提供》

さて、近年は地震や水害などの自然災害が多く発生し、福祉施設が巻き込まれるリスクが増えて

TEL (0555) 72-5322
FAX (0555) 72-5325
E-mail : hamanashi@yfj.or.jp
http://www.yfj.or.jp/hamanashi/

います。法人としてBCP(事業継続計画)を作成していることに加え、はまなし寮においては最もリスクの高い「富士山噴火」についての対策を、平成26年から取り組んでいます。平成26年は、山梨県での記録的な豪雪災害、そして御嶽山の噴火災害があった年。これらの経験を糧とし、法人全体で、はまなし寮の国中地区への具体的な避難訓練を、毎年実施しています。法人全体の車両を動員し、利用者さんに実際に乗車していただき、避難時の持ち物や医療機器の確認、避難先の系列施設のスペース確保までをシミュレーションすることで、万が一に備えています。

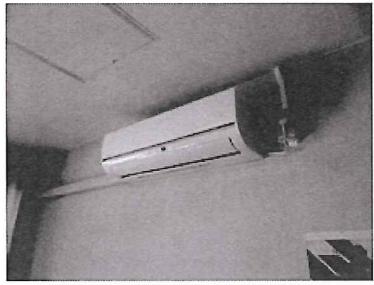


福祉施設は、福祉サービスの向上に加えて、災害、感染症、犯罪などから利用者さんをお守りできる、安全、安心な体制が求められています。はまなし寮は、これらの対策に取り組み、利用者さんのみならず、来訪されるご家族やボランティアの方も安心してご利用できる施設を目指していきたいと思いますので、これからも、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

トピックス

はまなし寮

■各居室にエアコンを設置しました
河口湖の夏も、猛暑日が増えました。より快適に過ごして頂けるように各居室にエアコンを設置しました。利用者さんからは「とても過ごしやすくなつた」「これで暑くなつても大丈夫」とのお言葉をいただき、管理者としても安心しています。



■明るい雰囲気にリニューアル

みなさんが毎日集う「ふれあいルーム」の、床リニューアル工事をしました。感染症対策の為、汚れがつきにくい素材に変更。「きれいになって良かつた」「明るい雰囲気」と好評をいただいております。また、玄関前に利用者さんの作品などを飾るスペースをご用意し、憩いの場としています。季節で飾り付けを変える予定で、楽しみですね。



ふじざくら支援学校

新しい時代の始まりに

校長若林正人

「平成」から「令和」へ、新しい時代の幕開けとなり、明るい未来の到来を期待するとともに、子ども達の未来を創る教育の充実に向け、身の引き締まる思いがします。「平成」の時代を振り返ると、この約30年間は、障害者施策及び特別支援教育の制度が劇的に大きく変わった時代でした。

例えば、平成元年には「グループホーム制度化」、平成5年には「障害者基本法」の施行、教育では「通級による指導」の制度化、「支援費制度」の施行、16年「発達障害者支援法」、18年「障害者自立支援法」の施行、19年「障害者権利条約」への署名、同年に「学校教育法一部改正」により、「特殊教育」から「特別支援教育」へ転換がされました。さらに、平成20年代に入ると、「障害者自立支援法」「障害者基本法」改正、大きなものとして「障害者差別解消法」の制定、「障害者権利条約」の批准、「成年後見制度利用促進法」の施行など、これらも以外にも、数多くの法律ができ、また、そのほとんどが改正されました。

また、昨今では、学習指導要領が改訂されたことにより、教育の在り方も大きく変わろうとしています。これは、

TEL (0555) 72-5161
FAX (0555) 72-5164
E-mail : hujizkr-yg@pref.yamanashi.lg.jp

わが国のみならず世界が社会構造の転換期を迎え、教育の改革、変革は、これからの時代を生き抜く子ども達の未来を左右するといつても過言ではないでしょう。このような教育や福祉の急激に変化に、私たちは、機敏に反応し、的確な対応を進めなくてはなりません。本校も平成8年に富士北麓・東部地域に在住する肢体不自由児・知的障害児・重複障害児のために、県内初の総合的な養護学校(知能併置の特別支援学校)として開校し、本年度で創立24年目を迎えました。トピックスとしては、昨年6月にラグビーフランス代表チームが来校し、ラグビーを通じた交流会が、和やかな雰囲気の中実施されました。今後も子ども達の経験や体験を豊かにする様々な機会を作るとともに、一人一人の実態を丁寧に捉え、きめ細かな教育を行い、自立と社会参加という目標を達成していきたいと考えます。

これからも、富士北麓・東部地域の特別支援教育のセンター校として、「富士ふれあいの村」の地域福祉の拠点となっている「県立富士ふれあいセンター」、山梨県社会事業団障害者支援施設「はまなし寮」、隣接する「山梨赤十字病院」とも様々な面で連携を図り、地域とともに教育活動に取り組んでいきたいと思います。

今後とも、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

トピックス

ふじざくら支援学校

本校では、近隣の市町村で活躍している方を講師に招聘し、体験的に学習する機会を積極的に設けています。今年度も中学部では、音楽でピアニ

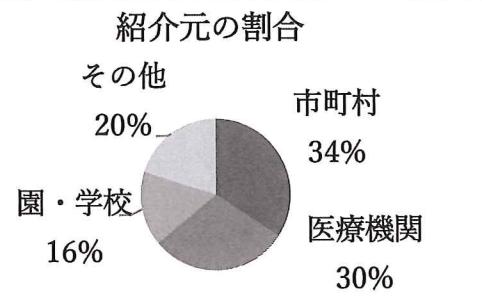


スト2名によるリサイタルを鑑賞したり、美術で書家の先生と一緒に墨を使った表現活動に取り組んだりしました。身近な距離で本物の芸術に触れる中で、生徒は目を輝かせ、感じたことを豊かに表現する様子が見られました。また、地域の方々に本校の様子を知っていただくこともでき、貴重な学びの場となりました。

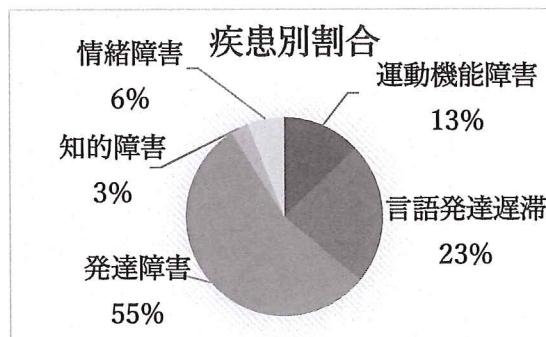
当院での診療状況～開院5年を迎えて～

富士東部リハビリテーション診療所
小児科 高田 献

当診療所は、障害のある小児、発達に遅れのある小児に対する相談やリハビリテーション・療育を行う目的で平成27年4月に開設されました。小児科医師・理学療法・作業療法・言語療法・心理療法・看護・事務の各スタッフ1名ずつが働いており、身体機能や認知・言語の発達の遅れなどの問題に対し、発達を促すために医学的評価やリハビリテーションを実施しています。診療は毎週水・木曜日で、リハビリは1日あたり各6～8枠で行っています。



当院での受け入れ総患者数は約500名となっており、平成30年度の初診者数は115名、令和元年度も同様の人数となる見込みです。紹介元の割合や主な疾患別割合などは図表を参照下さい。疾患には重複するものも多いため主診断名としての割合で示しています。特に知的障害は合併症として含めているものが多く、脳性麻痺などの運動機能障害や自閉症などの発達障害のなかに多数含まれています。また、言語発達遅滞の中には知的障害や発達障害と後に診断される例も含まれています。



小児科では、問題点を分析し課題解決のためのアドバイスを行ったり、リハビリを含めた治療を検討するのが主な業務です。児の発達過程や障害の程度、また家族や関係者の思いも多様であるため、各々に合わせた対応を心掛けています。

理学療法では歩行の獲得を主な課題としつつ、生活での関わり方などスムーズな動きが獲得できるようなアドバイスの提供も行っています。また、補装具や車椅子等を作成する際に、より利用者の身体に合った物を提供し生活の質が向上できるように関わっています。

作業療法では、身体の使い方や遊びの様子を観察し日常生活の様子を聴きながら指導や治療を行っています。治療はあそびを中心とした様々な作業活動を通して、粗大運動、感覚調整、日常生活動作や学習基礎能力の促進を行っています。

言語聴覚療法では、児と1対1での関わりの中で言語コミュニケーション行動(音声・身振り・発音・社会性等)の評価を行い、認知機能(色・形など)や言語理解、表出、発音、言葉の流暢性、社会性等の様々な側面に対して訓練および援助を行っています。

心理療法では、児を取り巻く周囲との関係性や環境も含めた評価を行い、遊びや行動観察を通して個々の発達に合わせた課題を促し、心の安定や回復を目指すような関わりを行っています。また、保護者には児の発達の道筋や特性に応じた対応を検討する機会となるように関わっています。

障害者雇用の促進と職場環境の改善へ向けて ～事業所の人材マネジメント側からの視点を中心に～

ハローワーク富士吉田
統括職業指導官 松本 健伸

68.0% (2017年JEED「障害者の就業状況等に関する調査研究」による)

ハローワークの窓口では、日に日に「人手不足だが求人を出しても応募者が来ない」との声が事業所の方から増えている状況です(令和元年11月時点山梨県有効求人倍率1.34倍)。そんな中、働き方改革関連法案が今年4月から中小企業へ適用となり、さらに同一労働同一賃金のルールが開始、来年4月からは中小企業へも適用となります。事業所の方からすると、ただでさえ人手不足なのに負担ばかり増え、何とも絶望的な状況と感じるかも知れません。

ではどうすればいいのか?の答えは既に分かっていて、「働きやすさ」と「働きがい」のある職場作りを働き方改革の中で進めればよいのです。

「働きやすさ」は労働時間短縮や休暇の取りやすさなどが影響し、「働きがい」は公正な人事評価、将来展望の明確化などが影響します。そして、「働きやすさ」と「働きがい」の両方に大きく影響するのが「職場の人間関係・コミュニケーション」なのです。この「働きやすさ」と「働きがい」が離職率を低下させ、充足率(求人募集を出してどの程度採用出来たか)を向上させることが統計調査で示唆されています。(詳しくは令和元年度労働経済白書をお読みください。)

さて、本題の障害者雇用についてですが、人材マネジメントの問題は全て繋がっていると考えるのが合理的です。障害者雇用については、就職しても早期離職してしまう方も多く、就職後の定着が大きな課題となっています。そして、事業所自体の離職率が高い職場に、たまたま障害者の方が上手く定着する例はあまり見かけません。やはり、全て繋がっているのです。(1年後の定着率 精神障害者49.3%、身体障害者60.8%、知的障害者

もう1点、例えば柔軟な勤務時間等の導入を考えるといった場合に、利用可能な助成金制度として「障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)」が準備されています。いわば、働き方改革の障害者版と言える制度となっており、結局は全て「働きやすさ」と「働きがい」のある職場作りが根本となるのです。障害者雇用を、事業所の人材確保の問題と考えて頂ければ幸いです。